

京都市交通局管理規程第14号

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程

京都市交通局事業所規程の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

類	所管	事業所
第2類	企画総務部	研修所
		自動車整備工場
		業務事務所
	高速鉄道部	営業所
		運輸事務所
		車両工場

第3章を第2章とする。

第3章を次のように改める。

第3章 自動車部自動車整備工場

(職名)

第8条 自動車整備工場に自動車整備工場長及び技術係長並びに整備係長を置く。

2 自動車整備工場に工場長補佐を置くことがある。

(職務)

第9条 自動車整備工場長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職

員を指揮監督する。

2 工場長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第10条 自動車整備工場長は、所属職員（係長及びこれに準ずる職以上の職にある者を除く。）の配置を定め、係長は所属職員の担当事務を定める。

2 工場長補佐は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。

（代理）

第11条 自動車整備工場長に事故があるときは、主管事務について工場長補佐又は係長がその職務を代理する。

（事務分掌）

第12条 自動車整備工場の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 乗合自動車の検査に関すること。
- (2) 乗合自動車の車台、機関、電気及び車体関係に関すること。
- (3) 乗合自動車の車両用品及び機械器具の製作及び加工に関すること。
- (4) 乗合自動車の配属に関すること。

第4章を次のように改める。

第4章 自動車部業務事務所

（職名）

第13条 自動車部業務事務所（以下「業務事務所」という。）に所長及び担当係長を置く。

（職務）

第14条 所長は上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第15条 所長は、所属職員（係長及びこれに準ずる職以上の職にある者を除く。）の配置を定め、担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。

（代理）

第16条 所長に事故があるときは、主管事務につき、担当係長がその職務を代理する。

（事務分掌）

第17条 業務事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 京都市自転車等放置防止条例による自転車の撤去、保管及び返還並びにこれに付随する業務の実施に関すること。

第20条第1項を次のように改める。

「営業所及び出張所に所長、庶務係長及び運転係長を置く。」

同条第2項中「営業所」の右に「及び出張所」を加える。

同条第3項を削る。

第38条第2項中「車両工場に」の右に「担当課長、」を加える。

第39条第2項中「工場長補佐」を「担当課長、工場長補佐」に改める。

第40条第2項中「工場長補佐」を「担当課長、工場長補佐」に改める。

第41条中「工場長補佐」を「担当課長、工場長補佐」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）